

特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和4年3月29日

新潟県人事委員会

委員長 氏 家 信 彦

新潟県人事委員会規則第6-1876号

特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

特殊勤務手当に関する規則（規則第6-1313号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>（特殊現場作業手当）</p> <p>第2条 （略）</p> <p>2・3 （略）</p> <p>4 条例第3条第1項第4号の人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる勤務箇所に勤務する職員とする。</p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) <u>環境局環境対策課</u></p> <p>(3)～(11) （略）</p> <p>5～7 （略）</p> <p>（動物処理等作業手当）</p> <p>第6条 条例第7条第1項の人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる勤務箇所に勤務する職員とする。</p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) <u>環境局環境対策課</u></p> <p>(3)・(4) （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>（県税賦課徴収手当）</p> <p>第15条 条例第16条第1項第1号の人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる勤務箇所に勤務する職員とする。</p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) <u>総務部税務課県税集中管理室（電算管理係を除く。）</u></p> <p>2 条例第16条第1項第2号の人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる勤務箇所に勤務する職員とする。</p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) <u>総務部税務課</u></p> <p>(3) <u>総務部税務課県税集中管理室</u></p> <p>3 条例第16条第2項の人事委員会規則で定める職員は、<u>総務部税務課県税集中管理室長</u>、地域振興局県税部長（兼職により当該職又は他の職を占めている職員を除く。）とする。</p> <p>（環境衛生検査手当）</p> <p>第17条 条例第18条第1項の人事委員会規則で定め</p>	<p>（特殊現場作業手当）</p> <p>第2条 （略）</p> <p>2・3 （略）</p> <p>4 条例第3条第1項第4号の人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる勤務箇所に勤務する職員とする。</p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) <u>県民生活・環境部環境対策課</u></p> <p>(3)～(11) （略）</p> <p>5～7 （略）</p> <p>（動物処理等作業手当）</p> <p>第6条 条例第7条第1項の人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる勤務箇所に勤務する職員とする。</p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) <u>県民生活・環境部環境企画課</u></p> <p>(3)・(4) （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>（県税賦課徴収手当）</p> <p>第15条 条例第16条第1項第1号の人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる勤務箇所に勤務する職員とする。</p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) <u>総務管理部税務課県税集中管理室（電算管理係を除く。）</u></p> <p>2 条例第16条第1項第2号の人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる勤務箇所に勤務する職員とする。</p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) <u>総務管理部税務課</u></p> <p>(3) <u>総務管理部税務課県税集中管理室</u></p> <p>3 条例第16条第2項の人事委員会規則で定める職員は、<u>総務管理部税務課県税集中管理室長</u>、地域振興局県税部長（兼職により当該職又は他の職を占めている職員を除く。）とする。</p> <p>（環境衛生検査手当）</p> <p>第17条 条例第18条第1項の人事委員会規則で定め</p>

る職員は、次に掲げる勤務箇所に勤務する職員とする。

- (1) (略)
- (2) 環境局環境対策課
- (3)・(4) (略)

る職員は、次に掲げる勤務箇所に勤務する職員とする。

- (1) (略)
- (2) 県民生活・環境部環境対策課
- (3)・(4) (略)

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。